

11 管理者、サビ管、児発管の責務

1 管理者の責務

- (1) 当該指定事業所の**従業者及び業務の管理**
その他の管理を一元的に行わなければならない。
- (2) 管理者は、当該事業所に**必要な指揮命令を**
行い、従業者に運営に関する基準の規定を
遵守させなければならない。

2 サービス管理責任者の責務

- (1) サービスに係る個別支援計画を策定すること
- (2) 利用申込者の利用に際し、申込者が利用するサービスの事業者等に対する照会等により、申込者の心身の状況、当該事業所以外の利用状況を把握すること。
- (3) 利用者の心身の状況、環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、必要な支援を提供すること。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 児童発達支援管理責任者の責務

- (1) サービスに係る個別支援計画を策定すること
- (2) 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならない。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。